

岩手の災害廃、秋田も受入へ

可燃物の焼却と 灰の埋立 基本協定を締結

秋田県は、2月7日、岩手県と災害廃棄物処理について基本協定を締結した。早ければ4

月から、岩手県沿岸北部の洋野町、久慈市、野田村、普代村で発生した可燃系の災害廃棄物を対象に受け入れ、焼却処理と焼却灰の最終処分を行う。受け入れを表明している大仙市では、大仙市と隣接の美郷町が共同でつくった一部事務組合の清掃工場、大仙美郷クリンセンターで焼却処

理してから、大仙美郷環境事業組合の処分場に灰を埋め立てる考えだ。

岩手県北部の4市町村で発生した災害廃棄物は、可燃物8万1200ト、不燃物10万3300ト、堆積物7万6200ト、その他8600ト、合計26万9300トと推計される。このうち、可燃物2万9000ト、不燃物6万6300ト、柱材・角材3万4800トの合計13万1000トについて、昨年10月5日、岩手県は秋田県に協力を要請した。秋田

県では、可燃物を優先して受け入れ、2万9000トの処理を目指すという。

受入要件として、災害廃棄物1キログラム当たりの放射能濃度（セシウム134と137の合計）を100ベクレル未満と定めた。廃石綿や石綿含有廃棄物、PCB廃棄物を含まないことや受け入れる焼却処理施設の基準に適合する形状・寸法であることも規定した。焼却処理した主灰・飛灰の放射能濃度が8000ベクレル、溶融スラック・メタルは100ベクレルを超過した場合、被災市町村に返却する措置を講じることにも明記されている。